

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：山形市立病院済生館事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	明治37年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	山形市	職員数 (H22. 4. 1現在)	668
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	8. 1% (21年度)	財政力指数 (3カ年平均)	0. 777 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	( 年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	0. 695 (21年度)
経常収支比率 (%)	88. 9 (21年度)	実質公債費比率 (%)	11. 0 (22年度)
		将来負担比率 (%)	112. 5 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1. 0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1. 0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率 (健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山形市立病院事業公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計画期間	平成19年度～26年度
計画策定責任者	山形市長 市川 昭男
既存計画との関係	山形市立病院済生館経営改革プラン（公立病院改革プラン、21～25年度）、山形市立病院済生館3カ年計画（22～24年度）
公表の方法等	ホームページによる公表及び事前に議会説明
基本方針	少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化などを背景として、より質の高い効率的な医療サービスの提供が求められている。自治体立病院として、地域住民のニーズを汲み取り、地域住民により支援され、住民の期待と評価に応えられるよう、時代の変化に対応し、市立病院としての責任と役割を明確化し、より一層の経営の自主性の拡充、効率化、高コストの是正、自己革新へ努力する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	3,250,673.3			3,250,673.3
	補償金免除額	734,155.4			734,155.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	市立病院済生館新築整備事業	3,250,673.3			3,250,673.3
	合 計 (A)	3,250,673.3			3,250,673.3
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	3,250,673.3			3,250,673.3

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	開院以来130年余りの時を刻んでおり、山形市七日町周辺の市街地再開発の一翼を担う県都の中心地の都市機能を備えた極めて立地条件の良い病院施設となっています。平成4年改築後、累積欠損金については、最大40億円有ったものを、ほぼ17年かけて10億円まで圧縮しており、平成21年度は純利益を生じ着実に解消に向けての経営を行っております。類似病院と比較する中では、①患者1人1日当たり外来収入が低い②患者1人1日当たり入院収入が低い③職員給与費比率が高いと思われま。高度医療の実施による、収入の増額や、原価計算をしっかりと行い、薬品・診療材料などの消費管理を徹底するとともに物流管理の見直しを図り、さらに材料費比率を低くしていくことが重要と考えております。より一層の標準化による効率化で業務能力を上げ、経費の削減を図りながら、医師確保に努めるなど総合的に健全経営の確立が必要と考えています。
経営課題	課 題 ① 医療の質、診療機能の充実に向けての強化 医師の過重労働軽減、患者サービス及び満足度向上のための、医療スタッフの増員を図り、医療の質、診療機能の充実に向けて組織を強化する。
	課 題 ② 高度医療の提供 高度医療を行うために必要とされる施設、医療機器の整備・更新を行う
	課 題 ③ DPC、診療報酬請求への的確な対応 診療報酬改定時の適正かつ迅速な対応をおこない、漏れのない診療報酬算定をする。
	課 題 ④ 経営分析と各部門の業績評価 原価計算などを実施し、各部門の業績評価システムを構築する
	課 題 ⑤ 薬品・診療材料の採用、効率的使用と管理 適切な購入計画及び購入方法の検討、在庫・消費・物流管理の適正化とその組織体制の整備を行う
留意事項	市民病院として、山形市における医療施策を推進し、民間医療機関では対応の困難な高度先進医療や政策医療を提供する。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	963	381	245	2,175	178	586	276	3,440	190	190
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	19	14	15	16	17	19	19			
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	264	225	253	160	156	139	104	156	169	171
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国(都道府県)補助金	4	2	1	4	3	73		5	5	7
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金										
	9. その他	1		1		1		11			
計 (A)	1,251	622	515	2,355	355	817	410	3,616	384	387	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	1,251	622	515	2,355	355	817	410	3,620	384	387	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,050	432	300	258	219	835	637	908	580	763
	うち職員給与費										
	2. 企 業 債 償 還 金	785	819	1,193	2,885	995	981	807	4,150	1,022	1,034
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. その他		3,500	1								
計 (D)	1,835	4,751	1,494	3,143	1,214	1,816	1,444	5,058	1,602	1,797	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	584	4,129	979	788	859	999	1,035	1,438	1,218	1,410	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	582	4,128	978	787	858	998	1,034	1,026	592	1,366
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額								411	625	42
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. その他	2	1	1	1	1					2
計 (F)	584	4,129	979	788	859	999	1,035	1,438	1,218	1,410	
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	12,430	11,992	11,044	10,334	9,517	9,122	8,591	7,880	7,048	6,204	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
取 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	1,183	1,314	1,266	1,244	1,189	1,204	1,235	1,036	968	887
	うち基準外繰入金	1,172	1,145	1,089	1,050	1,019	1,093	1,093	1,004	890	869
	計	2,355	2,459	2,355	2,294	2,208	2,297	2,328	2,040	1,858	1,756
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	283	239	268	176	173	158	123	174	188	190
	うち基準外繰入金	283	239	268	176	173	158	123	174	188	190
	計	566	478	536	352	346	316	246	348	376	380
合 計	1,466	1,553	1,534	1,420	1,362	1,362	1,359	1,210	1,156	1,077	

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)											
資本費 (円又は%)	11.4	12.1	12.2	11.5	8.1	9.3	9.0	8.7	7.5	9.7	
総収支比率(法適用) (%)	98.6	100.9	98.5	99.9	104.9	106.9	106.5	108.4	107.7	100.6	
経常収支比率(法適用) (%)	98.6	101.3	98.9	100.4	105.0	107.1	106.6	108.6	107.8	103.5	
医業収支比率(法適用) (%)	94.7	95.7	94.6	95.7	100.6	102.7	102.0	104.8	102.7	97.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	16.8	15.6	17.3	17.5	11.0	2.9	-0.4				
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	11.8	12.8	12.4	12.2	11.0	10.3	10.4	9.0	8.4	7.9
	うち基準内繰入金 (%)	11.7	11.2	10.6	10.3	9.4	9.3	9.8	8.8	7.7	7.7
	うち基準外繰入金 (%)	0.1	1.6	1.7	1.9	1.6	1.0	1.3	0.2	0.7	0.2
	資本的収入分 (%)	22.6	38.4	52.0	7.5	48.7	19.3	30.0	4.8	49.0	49.1
	うち基準内繰入金 (%)	22.6	38.4	52.0	7.5	48.7	19.3	30.0	4.8	49.0	49.1
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成22年4月の診療報酬改定(全体改定率+0.19%)による増収を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	平成26年度繰入金を基本に見込む
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	高度医療を行うために必要とされる施設, 医療機器の整備, 及び老朽化した設備の更新を実施。 資産売却はなし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	高度医療実施による, 入院患者1人1日当たり診療収入の増加を見込む。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	医療の質、診療機能の充実に対応するため、及び看護師学校養成所指定規則改正による教員増員のため、医師、看護師等の医療職を53人(医師12人、看護師38人、リハビリ2人、薬剤師1人)、増員する。【H22/5山形市第2次職員定員適正化計画より】(7対1看護配置基準、重篤患者及び救急診療強化のため)
○ 給与のあり方		国人事院および山形県人事委員会の勧告を尊重し、給与の適正水準の堅持に取り組む。【H22/6山形市第4次行財政改革プランより】 医療職を除き、時間外勤務時間数を5年間で48%削減する
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	国人事院および山形県人事委員会の勧告を尊重する。地域手当については医師のみ支給しているが、優秀な医師の確保から、当分は現行のとおりとする。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		特昇制度なし。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	職員の育児休業からの復帰を容易にするため24時間保育(月8回)を実施している。 健康保険組合は組織していない。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	⑤	長期継続契約の拡大をさらに推し進め経費の圧縮に取り組む。 薬品・診療材料等の消費管理の徹底による消費効率の改善を図り経営効率化を推し進める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③⑤	業務委託の質の確保と費用削減 委託業務評価方法の確立、新規業務委託の拡大及び委託業務内容の適正な見直しを行う。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	DPCコーディングの精度の向上、診療報酬改定時の適正かつ迅速な対応で収入を確保する。 漏れのない診療報酬算定に関する実態を把握する。 その他医業収益について、他病院との比較や原価計算を活用し、料金の適正コストまで引き上げる。（22年度から病衣の患者負担等実施している）
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		広報誌およびホームページで公開する。
○ 行政評価の導入	④	引き続き日本医療機能評価機構認定病院の承認を受ける。 各部門の業績評価システムの構築を検討する。
4 その他	②	高度医療を行うために必要とされる施設、医療機器の整備更新を行う。 ICUの機能拡充、救急専用病床の増設、MRIの増設、ガンマカメラの更新等

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>委託契約について、長期継続契約、競争性等により契約金額を圧縮する。                      薬品について後発薬品を積極的に使用する。22、23年度において、それぞれ5点の後発品を採用した結果、22年度においては、年間購入額が7,079千円、削減額は21年度比で2,204千円となり、23年度においては年間購入額が6,022千円、削減額は21年度比で1,944千円となった。                      材料について、在庫管理を徹底し購入額を減らす。                      人件費の見直しについて、事務職の時間外手当の削減を図る。                      21年実績14,759千円 22年13,365千円 23年13,998千円</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>7: 1 看護配置基準の導入し入院収益の増収を図る                      7: 1 看護導入による診療報酬増分一人一日あたり2,550円(1,311点→1,566点)                      一日あたり入院患者数428人×2,550円×365日=398,361,000円</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>基準に基づかない済生館前駐車場患者助成補助金については、病院建設時からの経緯があり、今後も繰入を受けるよう一般会計と協議を行う。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(5) 病院事業【延長計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

分類	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
系積欠損金比率	当初計画の目標値			14.9	13.3	11.5	10.1	7.5					
		(実績値)		17.3	17.5	11							
	延長計画の目標値						2.9	-					
		(実績値)											
企業債現在高	当初計画の目標値		11085	10557	10137	9695	9396						
		(実績値)	11044	10334	9517								
	延長計画の目標値						9122	8591		7,880	7,048	6,204	
		(実績値)											

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保											
		改善効果額											
患者一日一人当収入の増	改善効果額												
その他	改善効果額	入院時医学管理加算	0	79	100	100	100	379					
		脳卒中ケアユニット施設基準獲得		0	0	0	0	0					
DPC導入	改善効果額			176	165	165	398	671					
費用削減	改善効果額	人件費の見直し	5013	5053	4968	5279	5529	5583					
		うち退職手当以外	4841	4700	4661	4946	5200	5233					
うち正職員	改善効果額		4389	4178	4155	4309	4474	4766					
うち非常勤職員	改善効果額		452	522	506	637	726	669					
その他	改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	1,037			
									<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	536			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保										
		改善効果額										
患者一日一人当収入の増	改善効果額											
その他	改善効果額	7:1看護基準導入								398	398	796
費用削減	改善効果額	人件費の見直し			5279	5529	5583	5487	5648	5466		
		うち退職手当以外			4946	5200	5233	5187	5363	5466		
うち正職員	改善効果額				4259	4474	4564	4798	4938	4839		
		事務職時間外				1	1	1	1	1	5	
うち非常勤職員	改善効果額				687	726	669	774	796	810		
その他	改善効果額	薬品の後発品使用				2	2					4
									延長計画改善効果額 合計 A		805	
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B			
									普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C			
									A+B+C			
									<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)		735	

(注)1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。  
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。  
 3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(5) 病院事業【延長計画策定団体】(つづき)

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標	
経営指標	経常収支比率	98.6	101.3	98.9	100.4	105.0	107.1	103.3	108.6	107.8	103.5	
	医業収支比率	94.7	95.7	94.6	95.7	100.6	102.7	99.6	104.8	102.7	97.9	
	職員給与费率	57.2	55.6	55.7	55.2	54.1	52.1	54.0	54.3	54.2	51.3	
	薬品费率	14.0	14.9	15.6	13.3	12.4	12.5	12.9	12.2	11.7	11.3	
	材料费率	23.1	23.8	25.2	23.6	22.8	21.9	22.4	21.1	20.8	20.2	
病床	病床利用率	一般	84.4	85.1	81.7	78.3	82.5	82.6	79.1	79.1	78.7	74.8
		療養										
		結核										
		精神										
		感染症										
	計	84.4	85.1	81.7	78.3	82.5	82.6	79.1	79.1	78.7	74.8	

(注) 1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上限( )書きすること。

4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

平成20年に策定された「山形県保健医療計画」に基づき、医療機能の役割分担、連携推進を図る。特に「4疾病5事業」に関して、当院に求められる医療機能が明確にされており、それぞれの医療機関と連携を密にしながら、医療機能の分担を図る。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

地方公営企業全部適用を実施した。